

いしのまき総合スポーツクラブ規約

第1章 総 則

第1条 本クラブは、いしのまき総合スポーツクラブと称し、特定非営利活動法人石巻市体育協会（以下「体育協会」という。）定款第5条第1項第1号に規定する総合型地域スポーツクラブの運営に係る事業を行うために組織する。

第2条 本クラブは、事務局を宮城県石巻市泉町三丁目1番63号、体育協会内に置く。

第2章 目 的

第3条 本クラブは、「石巻圏域のスポーツ文化の醸成を通して、元気な町・健康な町・心豊かな町づくりの推進に貢献します」を基本理念に、個人の健康と地域社会の健康をサポートする、健康トータルプランナーを目指し、子どもから高齢者まで全ての市民が、それぞれに合った形で「するスポーツ・観るスポーツ・支えるスポーツ」の実現に努めることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交流・スポーツ教室
- (2) サークル・クラブ活動
- (3) クラブイベント
- (4) 研修会、講演会等の開催
- (5) その他の事業

第5条 本クラブは、前条の事業及び予算の作成に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、体育協会理事会の承認を得るものとする。

第4章 組 織

第6条 本クラブは、次の構成員をもって組織する。

- (1) 体育協会理事
- (2) 委員長が委嘱する教室講師
- (3) クラブ会員
- (4) 事務局

第7条 クラブ会員は、別に定める所定の年会費を納入しなければならない。

第5章 役員

第8条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 5人以上10人以内

第9条 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

第10条 委員長は、本クラブを代表し、その業務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

第6章 任期

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第7章 委員会

第12条 委員会は、委員長、副委員長、委員、事務局をもって組織する。

第13条 委員会は委員長が招集する。

第14条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

第15条 委員会は付議事項及び緊急を要する事項を処理する。

第8章 事務局

第16条 本クラブの事務は、体育協会事務局において処理する。

第9章 規約の改正

第17条 本規約を変更しようとする場合は、委員会の出席者の3分の2以上の同意を経てから、

体育協会理事会の承認を経て変更することができる。

第10章 補 則

第18条 本規約の施行について必要な細則は、委員会の議決を経て、委員長がこれを定める。

附 則

- ・ この規約は、設立の日（平成24年4月27日）から施行するものとする。
- ・ 本規約は、一部改正し、平成25年4月17日より施行する。
- ・ 本規約は、一部改正し、平成28年1月21日より施行する。
- ・ 本規約は、一部改正し、平成29年7月24日より施行する。